

日田市規則第15号

日田市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月26日

日田市長 原 田 啓 介

日田市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

日田市生活保護法施行細則（平成12年規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項除く。）に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（徴収金等支払申出書）</p> <p>第16条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から<u>法第77条の2第1項</u>に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出様式の標準は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第35号）とする。</p> <p><u>2 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条第1項に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出様式の標準は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第36号）とする。</u></p> | <p>（徴収金等支払申出書）</p> <p>第16条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から<u>法第78条</u>に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出様式の標準は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第35号）とする。</p> |

(不服申立て)

第17条 法に基づく処分に係る審査請求書及び再審査請求書の様式の標準は、審査・再審査請求書（様式第37号）とする。

(不服申立て)

第17条 法に基づく処分に係る審査請求書及び再審査請求書の様式の標準は、審査・再審査請求書（様式第36号）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。